

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月19日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を削り、第11号中「削除」を「利用停止」に、第13号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、第11号を第10号とし、第12号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)